

「バラ祭り市 2023」 出店申込書

2023年 月 日

せんだい農業園芸センター バラ祭り市担当 行

(日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体)

〒984-0032 仙台市若林区荒井字切新田 13-1

Tel 022-288-0811 / Fax 022-288-1772 / Mail info@sendai-nogyo-engei-center.jp

「バラ祭り市」へ出店を申し込みます。

| | | | | | | |
|--|---|-------------------------------------|--|------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 出店名 | | | | | | |
| 領収書の宛名 (出店名と同じ場合は不要) | | | | | | |
| 代表者名 | | | | 電話番号 | | |
| メールアドレス またはFAX番号 | | | | | | |
| お住まい(または店舗)の 市町村名 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> の上 記入) | <input type="checkbox"/> 仙台市内() ご住所 〒 | | <input type="checkbox"/> 仙台市以外() | | | |
| ご希望の出店日 (ご希望日に <input checked="" type="checkbox"/>) | <input type="checkbox"/> 5/27(土) | <input type="checkbox"/> 5/28(日) | <input type="checkbox"/> 6/3(土) | <input type="checkbox"/> 6/4(日) | <input type="checkbox"/> 6/10(土) | <input type="checkbox"/> 6/11(日) |
| ご希望の 出店スペース (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>) | 常設テントブース <input type="checkbox"/> 1区画 <input type="checkbox"/> 2区画 | | 持ち込みテントブース <input type="checkbox"/> 1区画 | | キッチンカー <input type="checkbox"/> 1台 | |
| 販売品名 | | | | | | |
| その他 (備考・要望等) | | | | | | |

※個人情報について、ご提出いただいた内容は本件の目的以外には使用しません。

※お申し込み後、1週間以内に主催側からメールまたは、お電話・FAXで受付完了・出店可否のご連絡をお送りします。ご連絡がない場合は、お手数ですが、お電話にてお問い合わせください。

※お申込みの受付は先着順となります。ブースが埋まり次第募集を終了いたします。

※土日以外の出店も可能ですが、その場合は別途お申込みが必要となりますので、お問い合わせください。

※募集ページの【出店ルール・注意事項】を必ずご一読ください。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

私、及び使用人（以下「私たち」という。）は、せんだい農業園芸センターが主催する催しへ出店するにあたり、下記の事項について理解し順守することに同意します。

また、「1」の各号への該当や「2」の各号の行為の調査のため、警察などの関係機関に求められた場合、私たちの情報を提供することに同意します。

記

- 1 私たちは、催しに出店するためのせんだい農業園芸センター（以下「センター」という。）への届出に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員及び6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）
 - (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者
 - (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
 - (5) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に加入していることが明らかな者
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 私たちは、センターが指定する場所に出店するものとし、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてセンターの信用を毀損し、またはセンターの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記「1」及び「2」のそれぞれの表明・確約に反したことが判明した場合は、直ちに出店を取りやめます。
- 4 「3」のとおり、出店を取りやめたことにより生じた損害については、センターに損害の賠償ないし補償は追及せず、私の責任においてその損害を補償するものとします。

令和 年 月 日

出店名 _____

代表者氏名 _____ 印